

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する
環境基準の水域類型の指定の見直しについて
(答申)

平成 30 年 2 月

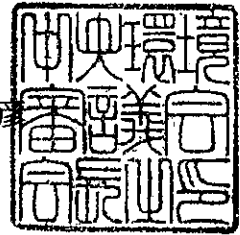
中 央 環 境 審 議 会



中環審第 1016 号
平成 30 年 2 月 22 日

環境大臣
中川 雅治 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて
(答申)

平成 13 年 9 月 25 日付け諮問第 17 号により中央環境審議会に対してなされた「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて (諮問)」については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので、答申する。

別添

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する
環境基準の水域類型の指定の見直しについて
(答申)

平成30年2月

中央環境審議会

生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し

1. 検討の概況

平成 13 年 9 月 25 日付け諮問第 17 号をもって環境大臣の諮問を受けた、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しが必要な水域のうち、渡良瀬貯水池（谷中湖）、荒川貯水池（彩湖）の 2 つの湖沼（貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）について検討を行った。検討対象水域の現在の化学的酸素要求量（COD）、全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定及び基準値並びに暫定目標及びその目標年度は以下のとおりである。

政令別表の一に掲げる水域	水域	項目	基準値 (該当類型)	暫定目標 (目標年度)
利根川水系の 渡良瀬川	渡良瀬貯水池 (谷中湖)	化学的酸素 要求量	3mg/L 以下 (湖沼 A)	7.4mg/L (H29)
		全窒素	0.4mg/L 以下 (湖沼Ⅲ)	1.3mg/L (H29)
		全燐	0.03mg/L 以下 (湖沼Ⅲ)	0.078mg/L (H29)
荒川水系（埼玉 県及び東京都に 係るもの。）の 荒川	荒川貯水池 (彩湖)	化学的酸素 要求量	3mg/L 以下 (湖沼 A)	3.7mg/L (H29)
		全燐	0.03mg/L 以下 (湖沼Ⅲ)	—

2. 検討の結果

上記 2 つの湖沼について、現在の水質の状況、利水の状況、将来水質予測等を踏まえて検討を行った結果、各水域の環境基準の類型指定及び達成期間並びに暫定目標及びその目標年度については、以下のとおりとすることが適当である。

暫定目標については、おおむね 5 年ごとに必要な見直しを行うとされていることから、暫定目標の目標年度は、平成 34 年度とすることが適当である。

なお、暫定目標の設定に当たっては、以下の考え方を基本とした。

ア 暫定目標の検討にあたっては、最近の水質改善対策の効果や発生負荷量の変動を反映している直近の実測値（水質調査結果）も勘案し、将来において実現可能と考えられる範囲で最も良好な値を目指すことを基本とする。

イ 環境基準の達成が見込まれる水域においては、暫定目標を設定せず、速やかに環境基準の達成を図ることとする。

また、達成が見込まれない水域においては、実現可能と考えられる範囲で暫定目標を強化する。

ウ 従前の暫定目標に比べ水質の悪化が見込まれる場合は、実測値の推移等も考慮して、可能な限り水質悪化の防止が図られるような暫定目標を設定する。

(1) 渡良瀬貯水池（谷中湖）

類型については、湖沼Ⅰ類型、湖沼Ⅲ類型に相当する水道及び水産の利用があることから、引き続き「湖沼Ⅰ類型・湖沼Ⅲ類型」とする。

化学的酸素要求量(COD)については、平成34年度の水質予測結果(6.1mg/L)から水質の改善が見込まれるものの、湖沼Ⅰ類型の基準値(3mg/L)を大きく上回り、現在見込み得る対策を行ったとしても5年後において達成が困難なため、達成期間は引き続き【ニ 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。】とする。

平成34年度までの暫定目標については、近年、将来水質予測結果を下回る実績値があることから、より良好な水質の実現が見込まれると判断し、将来水質予測結果の変動範囲の下限値である5.5mg/Lと設定する。

全窒素及び全リンについては、平成34年度の水質予測結果(全窒素1.1mg/L、全リン0.086mg/L)が湖沼Ⅲ類型の基準値(全窒素0.4mg/L、全リン0.03mg/L)を大きく上回り、現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、達成期間は引き続き【ニ 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。】とする。

平成34年度までの暫定目標については、全窒素は、近年、将来水質予測結果を下回る実績値があることから、より良好な水質の実現が見込まれると判断し、将来水質予測結果の変動範囲の下限値である1.0mg/Lと設定する。また、全リンについては、将来水質予測結果の変動範囲の下限値(0.084mg/L)が平成29年度までの暫定目標を上回るものの、実測値の推移等も考慮し、過去に従前の暫定目標を満たす年があったことから、実現可能と考えられる最も低い値として従前の暫定目標値を据え置き、0.078mg/Lと設定し、今後、経過を見守りつつ、引き続き、段階的な水質改善を図ることとする。

(2) 荒川貯水池（彩湖）

類型については、湖沼Ⅰ類型、湖沼Ⅲ類型に相当する水道の利用があることから、引き続き「湖沼Ⅰ類型・湖沼Ⅲ類型」とし、全窒素及び全リンの現況を踏まえ、引き続き全窒素は適用除外とする。

化学的酸素要求量(COD)については、平成34年度の水質予測結果(4.1mg/L)が湖沼Ⅰ類型の基準値(3mg/L)を上回り、また、近年の実測値の推移も考慮すると、現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、達成期間は引き続き【ニ 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。】とする。

平成34年度までの暫定目標については、近年の水質の実測値が水質予測結果を大きく上回って推移しており、乖離がみられるものの、実測値の推移等も考慮し、

過去に従前の暫定目標を満たす年があったことから、現在見込み得る水質改善対策が行われることを前提に、実現可能と考えられる最も低い値として現行の暫定目標を据え置き、3.7mg/Lと設定し、今後、経過を見守りつつ、引き続き、段階的な水質改善を図ることとする。

全燐については、平成 23 年度から平成 26 年度の値が湖沼Ⅲ類型の基準値(0.03mg/L)を下回ることから、達成期間は、引き続き【イ 直ちに達成する。】とする。

以上を整理すると、以下の表となる。

政令別表による名称	水域	水域類型	達成期間		(参考) 現行の類型
利根川水系の 渡良瀬川	渡良瀬 貯水池 (谷中湖)	湖沼 A	二	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。 COD：平成 34 年度までの暫定目標 5.5 mg/L	湖沼 A COD：平成 29 年度までの暫定目標 7.4mg/L
		湖沼Ⅲ	二	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。 全窒素：平成 34 年度までの暫定目標 1.0 mg/L 全燐：平成 34 年度までの暫定目標 0.078mg/L	湖沼Ⅲ 全窒素：平成 29 年度までの暫定目標 1.3 mg/L 全燐：平成 29 年度までの暫定目標 0.078 mg/L
荒川水系（埼玉県及び東京都に係るもの。）の 荒川	荒川 貯水池 (彩湖)	湖沼 A	二	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。 COD：平成 34 年度までの暫定目標 3.7 mg/L	湖沼 A COD：平成 29 年度までの暫定目標 3.7 mg/L
		湖沼Ⅲ 全窒素を除く	イ	全燐：直ちに達成する	湖沼Ⅲ

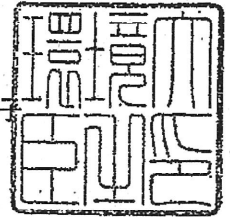
なお、これらの貯水池は一般的なダム湖と運転管理の方法が異なるため、水質汚濁のメカニズムも異なると推測されることから、今後は、貯水池の運転管理状況や水質保全対策の効果などを注視しつつ、流入率をはじめとする関連の情報を整理し、貯水池の特性を考慮した水質予測手法について検討していく必要がある。

諮問 第 17号
環水企 第169号
平成13年 9月 25日

中央環境審議会会長

森 篤 昭 夫 殿

環 境 大 臣
川 口 順



水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の
水域類型の指定の見直しについて（諮問）

環境基本法(平成5年法律第91号)第41条第2項第2号の規定に基づき、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)別表2(生活環境の保全に関する環境基準)の1に係る水域類型の指定の見直しについて、貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準については、「水質汚濁に係る環境基準について」に基づき、各公共用水域につき、利用目的等に応じ、環境大臣又は都道府県知事が水域類型の指定を行うこととされており、昭和45年度から多くの水域について指定が行われた。

この水域類型の指定については、水域の利用の様態の変化等事情の変更に伴い適宜改定することとされており、平成9年5月14日に貴審議会に諮問し、これまで答申のあった中川下流等6河川水域及び小河内ダム貯水池等6湖沼水域について水域類型を見直したところである。

政府が水域類型の指定を行うこととされている水域については、これらの水域以外にも水質や利水目的の変化等が認められる水域が存在することから、必要な水域について引き続き水域類型の見直しを行っていく必要がある。

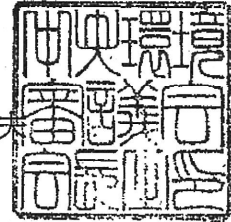
そこで、生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第28号
平成13年9月26日

中央環境審議会水環境部会
部会長 村岡浩爾 殿

中央環境審議会
会長 森 嶋 昭 夫



水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の
指定の見直しについて（付議）

平成13年9月25日付け環水企第169号をもって、環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。

中央環境審議会水環境部会委員名簿

委員（部会長）	岡田 光正	放送大学 理事・副学長
委員	足利 由紀子	NPO法人水辺に遊ぶ会理事長
委員	大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授
委員	大塚 直	早稲田大学法学部教授
委員	白石 寛明	国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康研究センターフェロー
委員	高村 典子	国立研究開発法人国立環境研究所 生物・生態系環境研究センターフェロー
臨時委員	相川 誠	一般社団法人日本化学工業協会 環境安全委員会委員長
臨時委員	浅見 真理	国立保健医療科学院生活環境研究部 上席主任研究官
臨時委員	太田 信介	一般社団法人地域環境資源センター相談役
臨時委員	兼廣 春之	東京海洋大学名誉教授
臨時委員	鈴木 邦夫	日本製紙連合会副会長・技術環境部会長
臨時委員	須野原 豊	公益社団法人日本港湾協会理事長
臨時委員	曾小川 久貴	公益社団法人日本下水道協会顧問
臨時委員	田村 洋子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
臨時委員	中田 英昭	長崎大学名誉教授
臨時委員	長屋 信博	全国漁業協同組合連合会代表理事専務
臨時委員	二階堂 健男	全日本水道労働組合中央執行委員長
臨時委員	西垣 誠	岡山大学大学院環境生命科学研究科特任教授
臨時委員	西川 秋佳	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長
臨時委員	福島 武彦	茨城県霞ヶ浦環境科学センター長
臨時委員	藤江 幸一	横浜国立大学先端科学高等研究院客員教授
臨時委員	古米 弘明	東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	細見 正明	東京農工大学大学院工学研究院教授
臨時委員	山室 真澄	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
臨時委員	渡辺 敦	一般社団法人日本鉄鋼連盟 環境・エネルギー政策委員会副委員長

中央環境審議会
水環境部会陸域環境基準専門委員会委員名簿

委員長	古米 弘明	東京大学大学院工学系研究科附属 水環境制御研究センター教授
専門委員	井上 隆信	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
専門委員	小倉 久子	元千葉県環境研究センター水質環境研究室長
専門委員	尾崎 保夫	秋田県立大学名誉教授
専門委員	風間 ふたば	山梨大学国際流域環境研究センター センター長
専門委員	萱場 祐一	国立研究開発法人土木研究所 水環境研究グループ 河川生態チーム 上席研究員
専門委員	高津 文人	国立環境研究所地域環境研究センター 湖沼・河川環境研究室室長
専門委員	木幡 邦男	一般社団法人国際環境研究協会 プログラムオフィサー
専門委員	田尾 博明	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 四国センター 所長
専門委員	長岡 裕	東京都市大学工学部都市工学科教授
専門委員	南山 瑞彦	国土交通省国土技術政策総合研究所 下水道研究部下水道研究官

審議経過

(諮問)

平成13年 9月25日 中央環境審議会長への諮問
平成13年 9月26日 中央環境審議会長から水環境部会長への付議

(答申)

平成14年 5月17日 水環境部会長から中央環境審議会長への報告
平成14年 5月17日 中央環境審議会長からの答申

(答申)

平成15年 2月28日 水環境部会長から中央環境審議会長への報告
平成15年 2月28日 中央環境審議会長からの答申

(審議再開：第二部)

(答申)

平成20年 6月17日 水環境部会長から中央環境審議会長への報告
平成20年 6月17日 中央環境審議会長からの答申

(答申)

平成22年 6月14日 水環境部会長から中央環境審議会長への報告
平成22年 6月14日 中央環境審議会長からの答申

(答申)

平成24年12月27日 水環境部会長から中央環境審議会長への報告
平成24年12月27日 中央環境審議会長からの答申

(答申)

平成27年12月7日 水環境部会長から中央環境審議会長への報告
平成27年12月7日 中央環境審議会長からの答申

(審議会の審議経過)

平成29年9月4日 第15回陸域環境基準専門委員会
平成29年12月22日 第16回陸域環境基準専門委員会
(平成30年1月10日～平成30年2月8日 意見募集)
平成30年2月20日 陸域環境基準専門委員長から第44回水環境部会に報告

(答申)

平成30年2月22日 水環境部会長から中央環境審議会長への報告

平成30年2月22日 中央環境審議会長からの答申